

令和6年度松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（県補助金上乗せ分）交付要綱を次のように定める。

令和6年6月19日

松江市長 上 定 昭 仁

令和6年度松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（県補助金上乗せ分）交付要綱

（趣旨）

第1条 市の交付する令和6年度松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（県補助金上乗せ分）（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助の対象等）

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	令和6年度松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（県補助金上乗せ分）
補助金交付の目的	エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援することを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	令和6年度において島根県が公益財団法人しまね産業振興財団を通じて行う飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業による間接補助金（以下「県補助金」という。）の確定を受けた取組
補助対象経費	県補助金の補助対象経費のうち、松江市内の事業所で実施したものに係る経費。ただし、次の各号に掲げる県補助金の補助率の区分に応じ、当該各号に定める額を下限とする。 (1) 県補助金の補助率2分の1以内 40万円

	(2) 県補助金の補助率3分の2以内 30万円
交付の率又は金額	次の各号に掲げる県補助金の補助率の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、50万円を上限とする。 (1) 県補助金の補助率2分の1以内 県補助金の確定額(松江市内の事業所で実施した部分に限る。)の2分の1の額(1,000円未満切捨て) (2) 県補助金の補助率3分の2以内 県補助金の確定額(松江市内の事業所で実施した部分に限る。)の4分の1の額(1,000円未満切捨て)
補助事業者の範囲	令和6年度において県補助金の交付の確定を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 補助対象経費について、県補助金以外の補助金等の交付を受けないもの (2) 市税の滞納がないもの

(交付の申請等)

第3条 補助金の申請は、1の補助事業者につき、1回限りとする。

2 補助金の申請をする補助事業者は、令和6年度松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金(県補助金上乘せ分)交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 令和6年度に実施される飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金確定通知書(令和6年度において県補助金の交付の確定を受けたもの)の写し
- (2) 令和6年度に実施される飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金実績報告書(令和6年度において県補助金の交付の確定を受けたもの)の写し
- (3) 市税に滞納がないことが分かる証明書
- (4) 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し

3 前項に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(現地調査)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、市職員による現地調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(着手届及び完了届)

第5条 規則第11条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、補助事業者から第4条の規定により補助金申請があったときは、その内容を精査し、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、令和6年度松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により通知する。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助対象経費に係る設備機器の稼働状況について、市長から報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第18条第2号に規定する機械及び主要な器具で市長が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(事業所の移転)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後2年未満で事業所を市外へ移転する場合は、補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。